

ID: 1

担当部署: 議会事務局

処分の概要	傍聴人等の退去					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市議会委員会条例 第52条第2項					
例 規 番 号	平成15年条例第235号					
【根拠条文】						
(秘密会の開会及び指定者以外の退場)						
第52条 委員会は、その議決により秘密会とすることができます。						
2 委員長は、前項の議決があったときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会室の外に退去させなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 2

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	報告書の閲覧中止等
例 規 名 根拠条項	政治倫理の確立のための南アルプス市長の資産等の公開に関する規則 第10条第5項
例 規 番 号	平成15年規則第6号

【根拠条文】

(報告書の閲覧)

第10条

5 市長は、閲覧者が前3項の規定に違反したとき、又は違反するおそれがあるときは、報告書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

【基準】

- 1 根拠条文と同じ。
- 2 指定する場所、時間で回覧
- 3 前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 4 報告書を汚損、き損、加筆の禁止

備考

設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成28年10月2日
------------------	------------	----------------------	------------

ID: 4

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	手数料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市情報公開条例 第14条					
例規番号	平成15年条例第12号					
【根拠条文】 (手数料) 第14条 第3条の規定により公文書の公開を請求して、公文書の写しの交付を受ける場合にのみ、単色刷り複写1枚につき20円及び多色刷り複写1枚につき50円の公開の実施に係る手数料を、用紙の大きさにかかわらず、納めなければならない。この場合において、公文書の写しを郵送等により受領するときはその送付に要する費用を併せて納めなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成28年10月2日			

ID: 15

担当部署: 芦安支所 窓口サービスセンター

処分の概要	原状回復義務					
例規名 根拠条項	南アルプス市芦安安通地区地震対策公園条例 第7条					
例規番号	平成15年条例第18号					
【根拠条文】 (原状回復の義務) 第7条 利用者は、その利用が終わったときは、直ちにその施設及び備品を原状に回復させなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成21年10月7日			

ID: 17

担当部署: 消防本部 消防課

処分の概要	利用の拒否及び退館命令					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市防災コミュニティーセンターライブ配信条例 第5条第2項					
例 規 番 号	平成15年条例第19号					
【根拠条文】						
(利用の制限)						
第5条 センターの利用者は、市長の指示に従わなければならない。						
2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒み、又は退館を命ずることができる。						
(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。 (2) 施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成28年10月2日			

ID: 19

担当部署: 総合政策部 財政課

処分の概要	補助金等の取消し等
例規名 根拠条項	南アルプス市補助金等交付規則 第9条
例規番号	平成15年規則第43号

【根拠条文】

(補助金等の取消し等)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付を取り消し、又はその額を減額し、若しくは事業内容の改善を命ずることができる。
- (1) 補助事業者等が第4条第2項の規定による条件を守らないとき。
 - (2) 前条に規定する審査及び現地調査等の結果、補助金等を交付することが適当でないと認められるとき。
 - (3) 補助事業者等が事業を施行せず、又はその事業成績が良好でないと認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この規則に違反する事由があったとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取り消し、又はその額を減額した場合において、既に補助金等の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成28年10月2日
--------------	------------	----------------	------------

ID: 23

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	南アルプス市行政財産使用料条例 第2条
例規番号	平成15年条例第66号

【根拠条文】

(使用料)

第2条 土地及び建物の使用料は、次の表に定める額を年額として徴収する。ただし、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第8条に該当する使用期間が1月に満たない場合並びに駐車場その他の施設の利用を伴う場合及び建物が使用される場合は、当該使用料に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を年額として徴収する。

種類	使用区分	金額	備考
土地	1 電柱その他これに類するものを設置する目的で使用する場合	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)の別表第1に掲げる額	1 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき、又は使用面積が1平方メートル未満であるときは、その端数面積又はその全面積は、1平方メートルとする。
	2 ガス管、水道管その他これらに類するものを設置する目的で使用する場合	1メートル当たり 80円	
	3 1及び2の目的以外の目的で使用する場合	当該土地の1平方メートル当たりの適正な評価額に100分の4を乗じた額に使用面積を乗じて得た額	
建物	1 建物の全部を使用する場合	当該建物の1平方メートル当たりの適正な評価額に100分の8を乗じた額に使用面積を乗じた額と当該土地の1平方メートル当たりの適正な評価額に100分の4を乗じた額に使用面積を乗じた額を合算して得た額	2 使用の長さに1メートル未満の端数があるとき、又は使用の全長が1メートル未満であるときは、その端数の長さ又はその全長は、1メートルとする。
	2 建物の一部を使用する場合	当該建物の1平方メートル当たりの適正な評価額に100分の8を乗じた額に使用面積を乗じた額と当該建物の建て面積に相当する土地の使用料に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じた額を合算して得	

		た額	
工作物		当該工作物の種類に応じ、市長が定める額	
2 使用料は、使用期間が1年に満たない場合は、月割計算により徴収する。ただし、1月に満たない端数がある場合又は使用期間が1月に満たない場合は、その端数の日数又はその使用期間については、日割計算により徴収する。			
3 前項の規定にかかわらず、耕作又は採草の目的のものについては、使用期間が1年に満たないものであっても、年額を徴収する。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日

ID: 26

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	手数料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市手数料条例 第1条					
例 規 番 号	平成15年条例第67号					
【根拠条文】						
(趣旨)						
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、市の事務で特定の者のためにするものにつき徴収する手数料については、別に条例で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。						
【基準】						
第2条の規定による。						
(徴収する事項及び金額)						
第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、別表に定めるとおりとする。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成28年10月2日			

ID: 29

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市手数料条例 第10条					
例 規 番 号	平成15年条例第67号					
【根拠条文】						
(過料)						
第10条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成28年10月2日			

ID: 30

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例 第1条					
例 規 番 号	平成15年条例第68号					
【根拠条文】						
(趣旨)						
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項及び第2項の規定により分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の公法上の市税外収入金の納入を督促したときは、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより、督促手数料及び延滞金を徴収する。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
第2条第1項及び第2項の規定による。						
(督促手数料及び延滞金)						
第2条 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。						
2 延滞金の額は、納入通知書1通の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成28年10月2日			

ID: 33

担当部署: 総合政策部 政策推進課

処分の概要	指定の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 第11条第1項					
例 規 番 号	平成17年条例第6号					
【根拠条文】						
(指定の取消し等)						
第11条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
第10条の規定による。						
(業務報告の聴取等)						
第10条 市長等は、指定施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。						
(指示する管理を行わないとき)						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年12月21日			

ID: 34

担当部署: 総合政策部 政策推進課

処分の概要	原状回復義務					
例規名 根拠条項	南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 第13条本文					
例規番号	平成17年条例第6号					
【根拠条文】 (原状回復義務) 第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)、又は第11条第1項の規定によりその指定を取り消されたときは、その管理をしなくなった指定施設及びその設備を速やかに原状に回復しなければならない。						
【基準】 根拠条項に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 40

担当部署: 教育委員会 教育総務課

処分の概要	傍聴人の退場					
例規名 根拠条項	南アルプス市教育委員会傍聴人規則 第7条					
例規番号	平成15年教育委員会規則第3号					
【根拠条文】 第7条 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成27年10月2日			

ID: 47

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市公民館条例 第12条第1項
例 規 番 号	平成15年条例第101号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は中央公民館の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

許可の範囲内なので事例が無い

設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日
------------------	------------	----------------------	-------

ID: 48

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市公民館条例 第14条					
例 規 番 号	平成15年条例第101号					
【根拠条文】						
(使用料)						
第14条 南アルプス市櫛形中央公民館の施設を利用しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
別表のとおり(第14条関係)						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 51

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	入館の禁止及び退館命令					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市公民館条例 第17条					
例 規 番 号	平成15年条例第101号					
【根拠条文】 (入館の禁止等) 第17条 教育委員会は、中央公民館内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考	事例が無い。					
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 52

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	原状回復義務					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市公民館条例 第18条					
例 規 番 号	平成15年条例第101号					
【根拠条文】						
(原状回復の義務)						
第18条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第12条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。						
2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 59

担当部署: 教育委員会 図書館事務局

処分の概要	利用の制限及び退館命令					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市立図書館条例 第9条					
例 規 番 号	平成15年条例第103号					
【根拠条文】						
(利用の制限等)						
第9条 図書館を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、館長は、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。						
(1) 風紀を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 61

担当部署: 教育委員会 美術館事務局

処分の概要	観覧料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市立美術館条例 第6条第2項					
例規番号	平成15年条例第104号					
【根拠条文】 (観覧の承認) 第6条 2 前項の承認を受けた者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 63

担当部署: 教育委員会 美術館事務局

処分の概要	特別観覧料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市立美術館条例 第7条第2項					
例規番号	平成15年条例第104号					
【根拠条文】 (特別観覧) 第7条 2 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める特別観覧料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 65

担当部署: 教育委員会 美術館事務局

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市立美術館条例 第8条第2項					
例規番号	平成15年条例第104号					
【根拠条文】 (施設の利用) 第8条 2 前項の承認を受けた者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 66

担当部署: 教育委員会 美術館事務局

処分の概要	入館の拒否及び退館命令					
例規名 根拠条項	南アルプス市立美術館条例 第9条					
例規番号	平成15年条例第104号					
【根拠条文】						
(利用の制限)						
第9条 教育委員会は、美術館を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。						
(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。 (2) 施設、設備又は美術品等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が美術館の管理上支障があると認めるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 71

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	桃源文化会館条例 第12条第1項					
例 規 番 号	平成18年条例第7号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
(1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。						
(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。						
(3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、文化会館の管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 75

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市社会体育施設条例 第9条第1項					
例 規 番 号	平成18年条例第9号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第9条 指定管理者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
(1) 第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは指定管理者等の指示した事項に違反したとき。						
(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。						
(3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理上支障があると認められるとき。						
2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者等は、その責めを負わない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年7月15日			

ID: 77

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市学校体育施設等の利用等に関する条例 第10条第1項					
例 規 番 号	平成18年条例第10号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
(1) 第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは指定管理者等の指示した事項に違反したとき。						
(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。						
(3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、開放施設の管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和6年10月16日			

ID: 79

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市白根B&G海洋センター条例 第9条第1項					
例 規 番 号	平成17年条例第35号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
(1) 第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。						
(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。						
(3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、海洋センターの管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成21年10月7日			

ID: 82

担当部署: 教育委員会 文化財課

処分の概要	補助金の返還命令					
例規名 根拠条項	南アルプス市文化財保護条例 第17条					
例規番号	平成15年条例第114号					
【根拠条文】 (補助金の返還) 第17条 前条第1項の規定による補助金の交付を受けた者が補助の条件に違反したときその他特別の理由があると教育委員会が認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考	事例が無い。					
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 84

担当部署: 保健福祉部 福祉総合相談課

処分の概要	助成の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例 第4条					
例 規 番 号	平成15年条例第116号					
【根拠条文】						
(助成の取消し等)						
第4条 市長は、社会福祉法人が助成の目的又はこれに付した条件に違反した場合は、その助成を取り消し、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けた財産の全部又は一部を返還させることができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年12月1日			

ID: 91

担当部署: 市民部 市民活動支援課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市市民活動センター条例 第8条ただし書					
例規番号	平成18年条例第1号					
【根拠条文】 (使用料) 第8条 市民活動センターの使用料は無料とする。ただし、第5条ただし書により利用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 94

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市塩前フレンドリーセンターライフスタイル条例 第10条第1項					
例 規 番 号	平成17年条例第36号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
(1) 第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。						
(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。						
(3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、フレンドリーセンターの管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年12月21日			

ID: 107

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市放課後児童クラブ条例 第8条第2項					
例 規 番 号	平成16年条例第2号					
【根拠条文】						
(利用の制限等)						
第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童クラブの利用の許可をしない。						
(1) 利用定員に達しているとき(小学校3年生以下を除く。)。						
(2) 伝染性疾患有する者						
(3) 身体虚弱で育成事業に耐えない者						
(4) 前各号に掲げる場合のほか、児童クラブの集団生活又は管理運営に支障が生ずると認められるとき。						
2 市長は、児童クラブを利用している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童クラブの利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。						
(1) 児童が第4条に規定する要件に該当しなくなったと認められるとき。						
(2) 特別の理由がなく長期にわたり児童クラブを利用しないとき。						
(3) 児童が前項各号のいずれかに該当するときに至ったとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年7月15日			

ID: 108

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	利用負担金の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市放課後児童クラブ条例 第9条第1項、第2項					
例 規 番 号	平成16年条例第2号					
【根拠条文】						
(利用負担金)						
第9条 児童クラブを利用する児童の保護者(以下「保護者」という。)は、利用日数にかかわらず児童1人につき月額2,000円の利用負担金を納付しなければならない。ただし、保護者の属する世帯で同時に2人以上の児童が利用する場合の利用負担金は、その児童1人につき月額1,500円とする。						
2 8月の夏季休業日に限り児童クラブを利用する保護者は、利用日数にかかわらず児童1人につき前項の利用負担金に3,000円を加算し納付しなければならない。ただし、保護者の属する世帯で同時に2人以上の児童が利用する場合は、その児童1人につき2,500円を加算するものとする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年7月15日			

ID: 112

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	助成金の返還					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市子ども医療費助成金支給条例 第11条					
例 規 番 号	平成15年条例第128号					
【根拠条文】 (助成金の返還) 第11条 偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者があるときは、市長は、その者からその助成を行った金額の全部又は一部を返還させることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和7年7月15日			

ID: 115

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	助成金の返還					
例規名 根拠条項	南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例 第12条					
例規番号	平成18年条例第13号					
【根拠条文】 (助成金の返還) 第12条 市長は、偽りその他不正の行為によって、助成金の支給を受けた者があるとき、又は第5条の規定により助成すべき額を超えて支給を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和7年7月15日			

ID: 118

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

処分の概要	手当の返還					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市心身障害児童福祉手当支給条例 第10条					
例 規 番 号	平成15年条例第130号					
【根拠条文】						
(返還)						
第10条 偽りその他不正行為によってこの条例による手当の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から支給額の全部又は一部を返還させることができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
南アルプス市心身障害児童福祉手当支給条例施行規則第8条の規定による。						
(手当の返還)						
第8条 市長は、不正の手段又は第5条の規定による届出の遅延等により不当に手当を受けた者があったときは、既に支給した手当の全部又は一部の返還を命ずることができる。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年12月21日			

ID: 129

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

処分の概要	助成金の返還					
例規名 根拠条項	南アルプス市重度心身障害者医療費助成条例 第11条					
例規番号	平成15年条例第141号					
【根拠条文】 (支給金の返還) 第11条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額を返還させることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 132

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

処分の概要	手当の返還命令					
例規名 根拠条項	南アルプス市心身障害者福祉手当支給条例施行規則 第6条					
例規番号	平成15年規則第79号					
【根拠条文】 (手当の返還) 第6条 市長は、不正の手段又は前条の規定による届出の遅延等により不当に手当を受けた者があったときは、既に支給した手当の全部又は一部の返還を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 137

担当部署: 市民部 国保年金課

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市国民健康保険条例 第11条～第14条					
例 規 番 号	平成15年条例第144号					
【根拠条文】						
(罰則)						
第11条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料に処する。						
第12条 世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。						
第13条 偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金又はこの条例に規定する過料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。						
第14条 前3条の過料の額は、情状により、市長が定める。						
2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和6年10月16日			

ID: 138

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

処分の概要	督促手数料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市介護保険条例 第8条					
例規番号	平成15年条例第145号					
【根拠条文】 (保険料の督促手数料) 第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 139

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

処分の概要	延滞金の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市介護保険条例 第9条第1項					
例 規 番 号	平成15年条例第145号					
【根拠条文】						
(延滞金)						
<p>第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。この場合において、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成26年1月1日			

ID: 142

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市介護保険条例 第14条～第17条					
例 規 番 号	平成15年条例第145号					
【根拠条文】						
<p>第14条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第15条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第16条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第17条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p>						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年1月17日			

ID: 144

担当部署: 保健福祉部 健康増進課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市健康管理センター条例 第11条第1項					
例 規 番 号	平成15年条例第146号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第11条 指定管理者は、第9条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき又は健康管理センターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。						
<p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 利用料金を納期限までに納付しないとき。</p> <p>(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p>						
2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年1月17日			

ID: 153

担当部署: 市民部 環境課

処分の概要	手数料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第17条					
例規番号	平成15年条例第150号					
【根拠条文】 (一般廃棄物処理の手数料) 第17条 市長は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、別表に定める手数料を徴収する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 155

担当部署: 市民部 環境課

処分の概要	許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第23条					
例 規 番 号	平成15年条例第150号					
【根拠条文】						
(許可の取消し等)						
第23条 市長は、法又は浄化槽法に定めるもののほか、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、一般廃棄物処理業等の許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。						
(1) 法令、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 偽りその他不正の手続により許可を受けたとき。 (3) 正当な理由がなく、1月以上業務の全部又は一部を休止したとき。 (4) 法第7条第5項に規定する許可の基準又は許可に付した条件に適合しなくなったとき。 (5) 死亡したとき。 (6) 市の区域外から排出された廃棄物を広域の一般廃棄物処理施設等に搬入したとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 157

担当部署: 市民部 環境課

処分の概要	手数料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市犬管理条例 第7条					
例規番号	平成15年条例第152号					
【根拠条文】 (手数料) 第7条 飼い主は、第4条第1項の規定により抑留された飼い犬の抑留中に要する費用に対し、1頭1日につき1,000円の手数料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 159

担当部署: 市民部 環境課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市墓地条例 第7条					
例規番号	平成15年条例第153号					
【根拠条文】 (使用料) 第7条 墳墓地の使用料は、別表のとおりとする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 161

担当部署: 市民部 環境課

処分の概要	原状回復及び返還					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市墓地条例 第13条					
例 規 番 号	平成15年条例第153号					
【根拠条文】						
(返還) 第13条 利用者は、墳墓地が不要になったときは、直ちに市長に届出をし、その場所を原状に回復し、市長に返還するものとする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 162

担当部署: 市民部 環境課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市墓地条例 第14条第1項、第15条					
例 規 番 号	平成15年条例第153号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し)						
第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、墳墓地の利用許可を取り消すことができる。						
(1) 利用者がその許可を受けた目的以外に利用したとき。						
(2) 利用者が墳墓地を譲渡し、又は転貸したとき。						
(3) 利用者が法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。						
2 利用者は、前項の規定により利用許可を取り消されたときは、直ちにその場所を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。						
3 利用者が前項の処置を行わなかった場合は、市長においてこれを行い、その費用は、利用者の負担とする。						
第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すものとする。						
(1) 利用者が死亡した日から起算して2年を経過しても、祭しを承継する者がないとき。						
(2) 利用者が住所不明となり5年を経過したとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 165

担当部署: 市民部 環境課

処分の概要	除去の命令					
例規名 根拠条項	あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例 第5条第1項					
例規番号	平成15年条例第155号					
【根拠条文】 (除去の命令) 第5条 市長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた占有者等がその指導又は勧告に従わないときは、必要な限度において期限を定めて、当該あき地の雑草の除去を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 167

担当部署: 市民部 環境課

処分の概要	除去申出費用の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例 第7条第2項					
例 規 番 号	平成15年条例第155号					
【根拠条文】						
(除去の申出)						
第7条						
2 前項の規定による除去に要する費用は、占有者等の負担とする。						
【基準】						
あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例施行規則第10条の規定による。						
(費用)						
第10条 条例第7条第2項の規定により占有者等の負担する費用は、1平方メートルにつき50円以内とする。						
2 前項に規定する費用の算定の基礎となるあき地の面積に、1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 169

担当部署: 建設部 農林土木課

処分の概要	分担金の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市土地改良事業及び山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例 第1条					
例 規 番 号	平成15年条例第159号					
【根拠条文】						
(趣旨)						
第1条 本市及び山梨県が行う土地改良事業に要する経費について、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第96条の4において準用する法第36条及び法第91条の規定に基づき、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第3条に規定する資格を有する者から分担金を徴収する場合については、この条例の定めるところによる。						
【基準】						
根拠条文及び南アルプス市土地改良事業及び山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第2条の規定による。						
(分担金の額)						
第2条 条例第2条第1項に規定する分担金の額は、次の各号に掲げる割合によって算出した額とする。						
(1) 市単独土地改良事業 工事費の10パーセント						
(2) 県営土地改良事業 市が負担する工事費の10パーセント						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年1月17日			

ID: 172

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	助成金の支給停止					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市農林業後継者奨学助成金支給条例 第6条					
例 規 番 号	平成15年条例第160号					
【根拠条文】						
(助成金の支給停止)						
第6条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の支給を停止する。						
(1) 第2条第1号の要件を欠くに至ったとき。 (2) 在学中、心身の故障等による長期休学のため修学の見込みがないとき。 (3) 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、学生として適当でないと認めたとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年11月14日			

ID: 173

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	助成金の返還					
例規名 根拠条項	南アルプス市農林業後継者奨学助成金支給条例 第8条					
例規番号	平成15年条例第160号					
【根拠条文】 (助成金の返還) 第8条 市長は、第6条各号又は前条の規定の適用に当たり、処分又は履行が不可能と認めるときは、既に支給した助成金の一部又は全部の返還を求めることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和4年11月14日			

ID: 198

担当部署: 上下水道局 総務課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市農業集落排水施設条例 第9条第1項
例 規 番 号	平成15年条例第170号

【根拠条文】

(使用料の徴収)

第9条 管理者は、施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、施設の維持、管理等に要する費用として、次条の規定により算出した額について毎月納入通知書により徴収する。

【基準】

第10条の規定による。

(使用料の算定)

第10条 使用料は、世帯及び世帯員につき、基本料金と世帯員割との合計額とし、次の表に定めるところにより算定する。

使用料(1月当たり)	
基本料金(1世帯につき)	世帯員割(1人につき)
2,000円	250円

- 2 前項の規定にかかわらず、一般家庭以外の使用者の使用料については、施設の使用実態を勘案して、管理者が認定するものとする。
- 3 世帯員の確認は、住民基本台帳により毎月1日を基準に行うものとし、中途加入世帯の場合は、加入時の世帯人員とする。
- 4 65歳以上の老人独り暮らし世帯及び65歳以上の老人夫婦世帯で在宅寝たきり老人又は在宅虚弱老人のいる世帯の基本料金は、1,000円とする。
- 5 使用月の中途中において施設の使用を開始し、又は廃止したときも、当該月分の使用料は、全額徴収する。

備考

設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和6年10月16日
------------------	------------	----------------------	------------

ID: 199

担当部署: 上下水道局 給排水課

処分の概要	加入金の徴収						
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市農業集落排水施設条例 第12条						
例 規 番 号	平成15年条例第170号						
【根拠条文】							
(加入金)							
第12条 排水施設の使用を開始しようとする者は、次の表に定める額を管理者が指定する期限までに納付しなければならない。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1世帯当たり</td><td>100,000円</td></tr> </tbody> </table>				加入金		1世帯当たり	100,000円
加入金							
1世帯当たり	100,000円						
2 排水施設の使用を開始しようとする者のうち、生活雑排水のみを排除するために加入する者は、その加入の際に加入金の半額の5万円を納付し、併せてし尿の排除を開始する場合には、その際に残額の5万円を納付しなければならない。							
【基準】							
根拠条文に同じ。							
備考							
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和6年10月16日				

ID: 201

担当部署: 上下水道局 給排水課

処分の概要	改善命令					
例規名 根拠条項	南アルプス市農業集落排水施設条例 第15条					
例規番号	平成15年条例第170号					
【根拠条文】 (改善命令) 第15条 管理者は、第3条、第6条又は第8条の規定に違反した者に対し、その改善を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和6年10月16日			

ID: 202

担当部署: 上下水道局 給排水課

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市農業集落排水施設条例 第16条					
例 規 番 号	平成15年条例第170号					
【根拠条文】 (過料) 第16条 前条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の過料に処する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和6年10月16日			

ID: 213

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	アヤメの里活性化施設・ほたるみ館条例 第11条					
例 規 番 号	平成18年条例第20号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
(1) 第9条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。						
(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。						
(3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、ほたるみ館の管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年12月21日			

ID: 215

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	利用の許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市落合創造館アミカル条例 第6条					
例 規 番 号	平成15年条例第245号					
【根拠条文】						
(利用の制限等)						
第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可せず、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。						
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 管理上支障があると認めるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。						
【基準】						
根拠条項に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年12月21日			

ID: 216

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市落合創造館アミカル条例 第8条					
例規番号	平成15年条例第245号					
【根拠条文】 (使用料) 第8条 落合創造館を利用する者は、その利用の許可の際、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 221

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	利用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南アルプス市農業体験実習館条例 第10条
例規番号	平成17年条例第37号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実習館の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

※1日

設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日
--------------	------------	----------------	------------

ID: 224

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	利用の停止等					
例規名 根拠条項	南アルプス市汗かき農園条例 第4条					
例規番号	平成15年条例第176号					
【根拠条文】 (利用の制限等) 第4条 市長は、施設を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を制限し、又は停止することができる。 (1) 施設を汚染し、又は破損するおそれのあるとき。 (2) 次条使用料を納付しないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、施設を利用することが適當と認められないとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 230

担当部署: 建設部 農林土木課

処分の概要	分担金の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市林道事業の経費の賦課徴収に関する条例 第3条					
例規番号	平成15年条例第179号					
【根拠条文】 (受益者の分担金及び額) 第3条 分担金は、事業による受益者から徴収する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 234

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例規名 根拠条項	南アルプス市緑地広場条例 第12条					
例規番号	平成18年条例第22号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等)						
第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 第10条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。 (3) 天変地異その他の避けることのできない理由により必要があると認められたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理棟の管理上支障があると認められるとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考	実例が無いため未設定					
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成21年10月7日			

ID: 239

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	利用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南甘利山山麓ふれあいの杜条例 第9条
例規番号	平成17年条例第39号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ふれあいの杜の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

※1日

設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日
-------	------------	---------	------------

ID: 243

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	維持料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市温泉給湯使用料等徴収条例 第2条					
例規番号	平成15年条例第189号					
【根拠条文】						
(維持料) <p>第2条 給湯を受ける者(以下「受給者」という。)は、給湯の決定のあった日から10日以内に、別表第1に定める維持料を納付しなければならない。ただし、給湯を受ける権利を他から譲り受けた者については、この限りでない。</p>						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
※1日以内						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日			

ID: 245

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市温泉給湯使用料等徴収条例 第3条					
例規番号	平成15年条例第189号					
【根拠条文】 (使用料) 第3条 受給者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考	※1日以内					
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日			

ID: 246

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	手数料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市温泉給湯使用料等徴収条例 第4条					
例規番号	平成15年条例第189号					
【根拠条文】 (手数料) 第4条 受給者は、別表第3に定める区分により、同表に定める手数料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考	※1日以内					
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日			

ID: 247

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市温泉給湯使用料等徴収条例 第7条					
例 規 番 号	平成15年条例第189号					
【根拠条文】						
(過料)						
第7条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
※1日以内						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和3年11月15日			

ID: 251

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市ふるさと天文館条例 第4条					
例 規 番 号	平成15年条例第192号					
【根拠条文】						
(利用の制限等)						
第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可せず、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。						
(1) 建物又は附属機械器具、設備等をき損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。						
(2) 利用の許可の条件又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上利用させることが適当と認められないとき。						
2 前項の措置によって当該措置を受けた者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
※1日						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成27年10月2日			

ID: 252

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市ふるさと天文館条例 第5条					
例 規 番 号	平成15年条例第192号					
【根拠条文】						
(使用料)						
第5条 利用の許可を受けた者は、当該許可の際、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
2 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。						
3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
※1日						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成27年10月2日			

ID: 258

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	利用許可の取消し等
例規名 根拠条項	天恵泉白根桃源天笑閣条例 第9条
例規番号	平成18年条例第25号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、天笑閣の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

※1日

設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日
--------------	------------	----------------	------------

ID: 262

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	利用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南アルプス市さくらの里いこいの家条例 第9条第1項
例規番号	平成17年条例第40号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
 - (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、さくらの里いこいの家の管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考	※1日		
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日

ID: 264

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	利用許可の取消し等
例 規 名	南アルプス市森林総合利用休養棟及び南アルプス市芦安農産物特産物直売所加工施設条例 第7条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第41号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第5条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
 - (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、休養棟等の管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

【基準】

根拠法令に同じ。

備考

※1日

設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和3年11月15日
------------------	------------	----------------------	------------

ID: 266

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	利用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南アルプス市金山沢公園条例 第9条
例規番号	平成17年条例第42号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公園の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

※1日

設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日
--------------	------------	----------------	------------

ID: 272

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	利用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南アルプス市交流施設やまなみの湯条例 第9条
例規番号	平成17年条例第43号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、やまなみの湯の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

※1日

設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日
--------------	------------	----------------	------------

ID: 274

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	利用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南アルプス市山荘条例 第8条第1項
例規番号	平成18年条例第29号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、山荘の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

※1日

設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日
--------------	------------	----------------	------------

ID: 276

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	利用許可の取消し等
例規名 根拠条項	南アルプス市山梨県北岳山荘の管理に関する条例 第8条第1項
例規番号	平成15年条例第203号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
 - (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、山梨県北岳山荘の管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

※1日

設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和7年7月15日
--------------	------------	----------------	-----------

ID: 281

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	入館許可の取消し					
例規名 根拠条項	南アルプス市芦安山岳館条例 第6条					
例規番号	平成15年条例第204号					
【根拠条文】						
(入館の制限)						
第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館の許可を取り消し、又は入館を許可しないものとする。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前条第1項の許可を受けた者(以下「入館者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。						
(4) 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。						
(5) 前各号に掲げるもののほか、山岳館の管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
※1日						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日			

ID: 286

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	退去命令					
例規名 根拠条項	南アルプス市芦安観光駐車場条例 第8条第2項					
例規番号	平成17年条例第7号					
【根拠条文】						
(禁止行為)						
第8条 駐車場に自動車を駐車する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。						
(1) 標識及び区画線に従わないで自動車を駐車させること。						
(2) 他の自動車の駐車を妨げること。						
(3) 駐車場の設備又は駐車中の自動車を汚損し、若しくはき損させること。						
(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をすること。						
2 市長は、前項各号のいずれかに該当する行為を行った使用者に対して、駐車場から自動車の退去を命ずることができる。						
【基準】						
第8条第1項及び第2項の規定による。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日			

ID: 289

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	利用許可の取消し等
例規名 根拠条項	アヤメの里伊奈ヶ湖周辺保健休養施設条例 第9条
例規番号	平成17年条例第44号

【根拠条文】

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、アヤメの里保健休養施設の管理上支障があると認められるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

※1日

設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日
--------------	------------	----------------	------------

ID: 292

担当部署: 建設部 道路整備課

処分の概要	原状回復義務					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市道路占用規則 第10条					
例 規 番 号	平成15年規則第118号					
【根拠条文】 (原状回復) 第10条 道路占用者は、工事その他道路の占用に伴い道路及びその附属施設を損傷したときは、これを原状に回復し、又は原状に回復するために要する費用を市に支払わなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成21年10月7日			

ID: 293

担当部署: 建設部 道路整備課

処分の概要	許可の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市道路占用規則 第14条					
例 規 番 号	平成15年規則第118号					
【根拠条文】						
(許可の取消し)						
第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、占用の許可を取り消すことができる。						
<p>(1) この規則又は許可条件に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 市が行う道路に関する工事に支障があると認めるとき。</p> <p>(4) 占用物件が交通上著しく支障があると認めるとき。</p> <p>(5) 南アルプス市道路占用料徴収条例(平成15年南アルプス市条例第208号)の規定に基づく占用料を納付しないとき。</p>						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成21年10月7日			

ID: 294

担当部署: 建設部 道路整備課

処分の概要	占用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市道路占用料徴収条例 第2条					
例規番号	平成15年条例第208号					
【根拠条文】 (占用料の納付) 第2条 法第32条の規定により道路の占用の許可を受けた者及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により電線共同溝の占用の許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、この条例の定めるところにより、市に占用料を納付しなければならない。						
【基準】 第3条の規定による。 (占用料の額) 第3条 占用料の額は、別表のとおりとする。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成26年1月1日			

ID: 296

担当部署: 建設部 道路整備課

処分の概要	延滞金の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市道路占用料徴収条例 第6条第1項					
例 規 番 号	平成15年条例第208号					
【根拠条文】						
(督促及び延滞金)						
第6条 法第73条第1項の規定により督促したときは、延滞金を徴収する。ただし、督促状に指定する期限までに滞納した占用料(以下「滞納金」という。)を完納したときは、延滞金を徴収しない。						
2 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ滞納金の額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの日数については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額とする。ただし、延滞金が100円未満の場合は、これを徴収しない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成26年1月1日			

ID: 299

担当部署: 建設部 管理住宅課

処分の概要	原状回復義務					
例規名 根拠条項	南アルプス市法定外公共物管理条例 第14条					
例規番号	平成15年条例第209号					
【根拠条文】 (原状回復の義務) 第14条 許可を受けた者は、許可の期間が満了し、若しくは許可が失効したとき、又は許可に係る使用等を終了し、若しくは廃止したときは、速やかに当該箇所を原状に回復しなければならない。ただし、許可を受けた者の申請を受けて、市長が原状に回復する必要がないと認めたときは、この限りでない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 300

担当部署: 建設部 管理住宅課

処分の概要	監督処分					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市法定外公共物管理条例 第15条					
例 規 番 号	平成15年条例第209号					
【根拠条文】						
(監督処分)						
第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は既に設置した工作物を改築し、若しくは除却し、若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。						
(1) この条例の規定に違反している者						
(2) 許可に付した条件に違反した者						
(3) 詐欺その他不正の行為により許可を受けた者						
2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。						
(1) 国等又は市が法定外公共物に関する工事を施工するためやむを得ない必要が生じたとき。						
(2) 前号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年12月21日			

ID: 301

担当部署: 建設部 管理住宅課

処分の概要	使用料等の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市法定外公共物管理条例 第17条					
例 規 番 号	平成15年条例第209号					
【根拠条文】 (使用料等の徴収) 第17条 許可を受けた者は、別表に定めるところにより、市長が交付する納入通知書に基づき、使用料又は採取料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年12月21日			

ID: 304

担当部署: 建設部 管理住宅課

処分の概要	過料					
例規名 根拠条項	南アルプス市法定外公共物管理条例 第23条					
例規番号	平成15年条例第209号					
【根拠条文】						
(過料)						
第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。						
(1) 第4条の規定に違反した者 (2) 第5条第1項の規定に違反して、許可を受けずに同項各号に掲げる行為をした者 (3) 第7条の規定により付した条件に違反した者 (4) 第8条第1項の規定に違反した者 (5) 第15条の規定による処分又は措置に違反した者						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 306

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市都市公園条例 第11条
例 規 番 号	平成15年条例第213号

【根拠条文】

(許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
 - (2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反した者
 - (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じた場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

実例が無いため未設定

設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成21年10月7日
------------------	------------	----------------------	------------

ID: 307

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	使用料等の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市都市公園条例 第15条
例 規 番 号	平成15年条例第213号

【根拠条文】

(使用料等の徴収)

第15条 前条第1項の規定による使用料又は占用料は、許可の際徴収する。

2 前条第2項の規定による使用料は、利用の許可又は承認の際徴収する。

3 前2項の規定にかかわらず、許可又は承認の際徴収することが不適当であると市長が認める使用料又は占用料については、利用後に徴収することができる。

4 前条第2項の規定による使用料は、自己の責めに帰すべき理由により利用を中止する場合において、利用しようとする日の前日の午後5時までに連絡がないときは、徴収するものとする。

5 公園施設の設置若しくは管理に係る期間(以下「利用期間」という。)又は占用期間が引き続き1年以上にわたる場合には、市長は、年度ごとに徴収することができる。

6 占用料の額が年を単位として定められている場合において、占用期間に1年未満の端数があるとき又は占用期間が1年未満のときは月割計算とし、占用期間に1月未満の端数があるとき又は占用期間が1月未満のときは1月として計算する。

7 使用料又は占用料の額が月を単位として定められている場合において、利用期間若しくは占用期間に1月未満の端数があるとき又は利用期間若しくは占用期間が1月未満のときは、1月として計算する。

8 公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可に係る面積が1平方メートル未満のものは1平方メートルとし、1平方メートルを超える1平方メートル未満の端数があるものは小数点以下第2位の端数を小数点以下第1位に切り上げて計算する。

9 占用の許可に係る長さが1メートル未満のものは1メートルとし、1メートルを超える1メートル未満の端数があるものは小数点以下第2位の端数を小数点以下第1位に切り上げて計算する。

【基準】

第14条の規定による。

(使用料等の額)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料又は占用料を納付しなければならない。

2 第6条の公園施設のうち別表第4に掲げる施設を利用しようとする者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

備考

南アルプス市 条例適用不利益処分個票

※標準処理期間 14日(平均日)

設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成21年10月7日
------------------	------------	----------------------	------------

ID: 310

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	過料
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市都市公園条例 第30条、第31条
例 規 番 号	平成15年条例第213号
【根拠条文】	
(過料)	
第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。	
(1) 第2条第1項又は第3項(第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第2条第1項各号に掲げる行為のいずれかをした者	
(2) 第4条(第21条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第4条各号に掲げる行為のいずれかをした者	
(3) 第5条の規定による利用の禁止又は制限に違反して、都市公園を利用した者	
(4) 第11条第1項又は第2項(第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者	
第31条 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。	
【基準】	
根拠条文に同じ。	
備考	
実例が無いため未設定	
設 定 年 月 日	平成18年3月28日
	最 終 変 更 年 月 日
	平成21年10月7日

ID: 313

担当部署: 上下水道局 給排水課

処分の概要	指定の取消し又は一時停止					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市公共下水道条例 第6条の9第1項					
例 規 番 号	平成15年条例第214号					
【根拠条文】						
(指定の取消し又は一時停止)						
第6条の9 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は24月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。						
<p>(1) 第6条の3第1項各号に適合しなくなったとき。</p> <p>(2) 第6条の4第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 第6条の6に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施行ができないと認められるとき。</p> <p>(4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(5) その施行する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第6条第1項の指定を受けたとき。</p>						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年11月14日			

ID: 315

担当部署: 上下水道局 総務課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市公共下水道条例 第15条第1項
例 規 番 号	平成15年条例第214号

【根拠条文】

(使用料の徴収)

第15条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

【基準】

第16条の規定による。

(使用料の算定方法)

第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した基本使用料と従量使用料の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

種別	基本使用料		従量使用料	
	排除した汚水の量	金額	排除した汚水の量	金額
一般用	10立方メートル以下	円 980	1立方メートルにつき	円 110
			11立方メートル以上30立方メートル以下	120
			31立方メートル以上50立方メートル以下	150
			51立方メートル以上	
公衆浴場用	100立方メートル以下	2,100	100立方メートルを超える部分	1立方メートルにつき 60
臨時用	100立方メートル以下	1立方メートルにつき 110	100立方メートルを超える部分	1立方メートルにつき 120

hh2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
- (2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
- (3) 水道水以外の水を使用する場合で、量水器を設置して計測したときは、その使用水量をも

って使用者が排除した汚水の量とする。

- (4) 清涼飲料水製造業、製氷業、醸造業その他営業に伴う使用水量が、汚水量と著しく異なるときは、その営業を営む者は、毎月の汚水量及びその算出の根拠を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。
 - (5) 管理者は、前号の規定による申告があった場合において、その申告書に記載された内容を審査し、その使用者の汚水量を認定する。
- 3 前項第2号の規定による水道水以外の水を排除した場合の使用水量の認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 一般用として水道水以外の水を排除した場合の使用水量 世帯を構成する人員1人1月につき8立方メートル
 - (2) 一般用以外に水道水以外の水を排除した場合の使用水量 量水器により計測した使用水量
 - (3) 一般用として水道水と水道水以外の水を共に排除した場合の使用水量 水道水の使用水量とする。ただし、その使用水量が第1号の規定により算出した使用水量以下のときは、同号の規定により算出した使用水量とする。
 - (4) 一般用以外に水道水と水道水以外の水を共に排除した場合の使用水量 水道水の使用水量と量水器により計測した使用水量の合計
- 4 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合の当該使用月の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。
- (1) 排除した汚水の量が基本使用料に係る汚水の量の上限の2分の1に満たない場合 基本使用料の2分の1の額
 - (2) 排除した汚水の量が基本使用料に係る汚水の量の上限の2分の1を超える場合 基本使用料の全額

備考			
----	--	--	--

設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和6年10月16日
-------	------------	---------	------------

ID: 316

担当部署: 上下水道局 給排水課

処分の概要	改善命令					
例規名 根拠条項	南アルプス市公共下水道条例 第19条					
例規番号	平成15年条例第214号					
【根拠条文】 (改善命令) 第19条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者又は使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造又は使用の方法の変更を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和4年11月14日			

ID: 318

担当部署: 上下水道局 工務課

処分の概要	占用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市公共下水道条例 第22条第2項					
例規番号	平成15年条例第214号					
【根拠条文】						
(占用) 第22条 2 市は、前項の許可を受けた者から、占用料を徴収する。						
【基準】						
第22条第3項の規定による。 3 占用料の額及び徴収については、南アルプス市道路占用料徴収条例(平成15年南アルプス市条例第208号)の例による。						
備考						
現在、実例無し						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和4年11月14日			

ID: 320

担当部署: 上下水道局 工務課

処分の概要	暗渠使用料の許可					
例規名 根拠条項	南アルプス市公共下水道条例 第22条の4第5項					
例規番号	平成15年条例第214号					
【根拠条文】 (暗渠の使用に係る許可の基準) 第22条の4 5 管理者は、第1項の許可を受けた者から、暗渠の使用に係る使用料(以下「暗渠使用料」という。)を徴収する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考	現在、実例無し					
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和4年11月14日			

ID: 321

担当部署: 上下水道局 工務課

処分の概要	使用の許可の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市公共下水道条例 第22条の8					
例 規 番 号	平成15年条例第214号					
【根拠条文】						
(使用の許可の取消し)						
第22条の8 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者の使用の許可を取り消すことができる。						
(1) 使用者が暗渠に敷設した電線等が第22条の4第1項に規定する基準に該当しなくなった場合 (2) 使用者が暗渠使用料を支払わなかった場合 (3) 使用者が使用期間中に使用の許可を受けた暗渠を使用している実態がない場合 (4) 使用者が暗渠の使用に係る虚偽の申請を行うことによって使用の許可を受けた場合 (5) 使用の申請内容と使用している実態が過度に異なる場合 (6) 使用者が使用条件に違反した場合 (7) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が使用期間中に公益上やむを得ない理由により電線等について撤去の必要があると判断した場合						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
現在、実例無し						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年11月14日			

ID: 322

担当部署: 上下水道局 工務課

処分の概要	原状回復義務					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市公共下水道条例 第23条第1項本文					
例 規 番 号	平成15年条例第214号					
【根拠条文】 (原状回復) 第23条 第22条第1項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考	現在、実例無し					
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年11月14日			

ID: 325

担当部署: 上下水道局 給排水課

処分の概要	手数料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市公共下水道条例 第24条第1項、第2項					
例規番号	平成15年条例第214号					
【根拠条文】						
(手数料)						
第24条 市は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。						
(1) 排水設備等の計画の確認(検査手数料を含む。) 1件につき 2,000円						
(2) 指定工事店の指定 1件につき 10,000円						
(3) 指定工事店の指定の更新 1件につき 10,000円						
2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和4年11月14日			

ID: 326

担当部署: 上下水道局 総務課

処分の概要	督促手数料等の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市公共下水道条例 第25条第3項、第4項					
例 規 番 号	平成15年条例第214号					
【根拠条文】						
(使用料等の督促)						
第25条						
3 督促状を発行した場合は、1通につき100円の督促手数料を徴収する。						
4 使用料等に関して督促をした場合は、当該使用料等の金額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.6パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。この場合において、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年11月14日			

ID: 328

担当部署: 上下水道局 給排水課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市公共下水道条例 第28条、第29条		
例 規 番 号	平成15年条例第214号		
【根拠条文】			
(過料)			
第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。			
(1) 第5条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者 (2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者 (3) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者 (4) 第8条の2又は第10条の規定に違反した使用者 (5) 第12条の規定による届出を怠った者 (6) 第18条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (7) 第19条に規定する命令に違反した者 (8) 第23条第2項、第3項及び第4項の規定による指示に従わなかった者 (9) 第5条第1項若しくは第20条の規定による申請書若しくは図書、第5条第2項本文、第12条、第14条若しくは第16条の3の規定による届出書、第16条第2項第3号の規定による申告書又は第18条の規定による資料で、不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者			
第29条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
【基準】			
根拠条文に同じ。			
備考			
実例無し			
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年11月14日

ID: 330

担当部署: 上下水道局 給排水課

処分の概要	負担金の賦課及び徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第6条第1項					
例 規 番 号	平成15年条例第216号					
【根拠条文】 (負担金の賦課及び徴収) 第6条 管理者は、前条の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により負担金の額を定め、これを賦課するものとする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年11月14日			

ID: 333

担当部署: 上下水道局 給排水課

処分の概要	督促手数料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第10条第3項					
例規番号	平成15年条例第216号					
【根拠条文】 (督促及び督促手数料) 第10条 3 前項の督促状を発した場合の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和4年11月14日			

ID: 334

担当部署: 上下水道局 給排水課

処分の概要	延滞金の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第11条					
例 規 番 号	平成15年条例第216号					
【根拠条文】						
(延滞金)						
第11条 管理者は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金の額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。この場合において、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年11月14日			

ID: 335

担当部署: 建設部 管理住宅課

処分の概要	縦覧の拒否等					
例規名 根拠条項	南アルプス市建築協定書縦覧規則 第10条					
例規番号	平成15年規則第125号					
【根拠条文】						
(縦覧の停止等)						
第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の縦覧を停止し、又は拒否することができる。						
(1) この規則又は係員の指示に従わない者						
(2) 協定書を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者						
(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
根拠条文のとおりで問題なし						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 336

担当部署: 建設部 管理住宅課

処分の概要	発言の停止命令					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市建築協定に関する公聴会規則 第11条第4項					
例 規 番 号	平成15年規則第126号					
【根拠条文】						
(発言及び発言の停止)						
第11条 公聴会に出席した協定者、異議申出人、代理人、関係職員等その他当該建築協定の利害関係人は、公聴会において発言することができる。						
2 前項の規定により発言しようとする者は、あらかじめ主宰者の許可を受けなければならない。						
3 発言の内容は、主宰者の聽こうとする事項の範囲を超えてはならない。						
4 主宰者は、発言の内容が前項の範囲を超えたときは、その発言の停止を命ずることができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
根拠条文のとおりで問題なし						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年12月21日			

ID: 337

担当部署: 建設部 管理住宅課

処分の概要	退場命令					
例規名 根拠条項	南アルプス市建築協定に関する公聴会規則 第13条第2項					
例規番号	平成15年規則第126号					
【根拠条文】 (会場の秩序保持) 第13条 2 主宰者は、意見の聴取を妨害し、又は会場の秩序を乱す者に対して退場を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考	根拠条文のとおりで問題なし					
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 340

担当部署: 上下水道局 総務課

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市水道給水条例 第36条第1号					
例 規 番 号	平成15年条例第221号					
【根拠条文】						
(過料)						
第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。						
(1) 第5条第1項の承認を受けないで、給水装置工事をした者						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
今まで該当無し						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和4年11月14日			

ID: 341

担当部署: 消防本部 管理課

処分の概要	手数料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市消防手数料条例 第4条					
例規番号	平成15年条例第224号					
【根拠条文】 (手数料の徴収) 第4条 2種類以上の事項に係る証明について一括し、1通申請する場合は、各事項ごとに1件とし、同一事項の証明を2通以上申請する場合は、各1通ごとに1件とし、2人以上の者が共同して1通の証明を申請する場合は、1人ごとに1件として、手数料を徴収する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 352

担当部署: 教育委員会 教育総務課

処分の概要	奨学生の返還					
例 規 名 根 拠 条 項	芦安村活性化対策育英奨学生に関する条例 第8条					
例 規 番 号	平成08年芦安村条例第9号					
【根拠条文】						
(奨学生の返還)						
第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が発生した日から起算して1年を限度とし、既に貸与を受けた奨学生の全額を返還しなければならない。						
(1) 奨学生をその目的以外に使用したとき。						
(2) 偽りの申請その他不正の手段により、奨学生を受けたとき。						
(3) 前条第2項の規定により貸与を廃止されたとき。						
2 奨学生の貸与を受けて、高等学校等を卒業した日から起算して7年を限度として、貸与された奨学生を返還しなければならない。ただし、卒業後5年以内に芦安村に住所を定め居住した者は、この限りでない。						
3 前2項の返還義務を怠ったときは、奨学生の貸与を受けていた者の保護者が返還しなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 360

担当部署: 建設部 管理住宅課

処分の概要	違反広告物等に係る措置等の命令					
例 規 名 根 拠 条 項	山梨県屋外広告物条例 第15条第1項					
例 規 番 号	平成3年山梨県条例第35号					
【根拠条文】						
(違反に対する措置)						
第十五条 知事は、前条第一項の勧告を受けた者が、同条第二項の規定によりその勧告に従わなかつた旨及びその勧告の内容を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
内容による。						
設 定 年 月 日	平成18年2月1日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年11月1日			

ID: 361

担当部署: 建設部 管理住宅課

処分の概要	許可の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	山梨県屋外広告物条例 第15条第3項					
例 規 番 号	平成3年山梨県条例第35号					
【根拠条文】						
(違反に対する措置)						
第十五条						
3 知事は、第七条第一項、第七条の四第一項、第九条第五項又は第十二条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。						
一 第七条第六項(第七条の四第二項、第九条第六項(第十二条第二項において準用する場合及び第十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第十二条第二項において準用する場合並びに第十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。						
二 第十二条第一項の規定に違反したとき。						
三 第一項の規定による命令に違反したとき。						
四 虚偽の申請その他不正の手段により許可又は有効期間の更新を受けたとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
内容による。						
設 定 年 月 日	平成18年2月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和元年11月1日			

ID: 365

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	工事停止及び是正措置の命令					
例規名 根拠条項	山梨県宅地開発事業の基準に関する条例 第16条					
例規番号	昭和48年山梨県条例第6号					
【根拠条文】 (監督処分) <p>第十六条 知事は、工事がこの条例に違反して施行されたときは、事業主、工事施行者又は工事管理者に対して、当該工事の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考	実例無し					
設定年月日	平成18年2月1日	最終変更年月日	平成21年10月20日			

ID: 366

担当部署: 市民部 環境課

処分の概要	行為の停止命令等					
例規名 根拠条項	山梨県生活環境の保全に関する条例 第46条					
例規番号	昭和50年山梨県条例第12号					
【根拠条文】 (行為の停止等) 第四十六条 知事は、前四条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成18年2月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 370

担当部署: 教育委員会 文化財課

処分の概要	現状変更等の許可取消し及び停止命令(金属、石又は土で作られた県指定有形文化財の型取りに係るもの)					
例規名 根拠条項	山梨県文化財保護条例 第14条第4項					
例規番号	昭和31年山梨県条例第29号					
【根拠条文】 (現状変更等の制限) 第十四条 4 第一項の規定による許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、知事は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考	事例無し					
設定年月日	平成18年2月1日	最終変更年月日	令和2年11月1日			

ID: 372

担当部署: 教育委員会 文化財課

処分の概要	※基準欄参照					
例 規 名 根 拠 条 項	山梨県文化財保護条例 第35条第3項					
例 規 番 号	昭和31年山梨県条例第29号					
【根拠条文】						
(現状変更等の制限)						
第三十五条						
3 第一項の規定による許可を与える場合には、第十四条第三項及び第四項の規定を準用する。						
【基準】						
※許認可等の概要						
現状変更等の許可取消し及び停止命令〔小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。)で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却に係るもの〕〔工作物(建築物を除く。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)に係るもの〕〔県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却に係るもの〕〔埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修に係るもの〕〔木竹の伐採(名勝又は天然記念物の県の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)に係るもの〕						
※基準						
根拠条文に同じ。						
備考						
事例無し						
設 定 年 月 日	平成18年2月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 379

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例規名 根拠条項	南アルプス市西地区多目的活性化広場条例 第11条					
例規番号	平成19年条例第4号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 第9条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。 (3) 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認められたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、西地区活性化広場の管理上支障があると認められるとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成19年12月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 381

担当部署: 上下水道局 総務課

処分の概要	通知前着手に係る建設工事又は事業場の変更の一時停止命令					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市水道水源保護条例 第9条第2項					
例 規 番 号	平成18年条例第61号					
【根拠条文】 (建設工事の着手の禁止等) 第9条 対象事業場設置等予定者は、規制対象事業場に該当しない旨の通知があるまでは、対象事業場の建設工事又は対象事業場の変更に着手してはならない。 2 管理者は、前項の規定に違反して建設工事又は対象事業場の変更に着手した者に対して、それぞれ当該建設工事又は当該対象事業場の変更の一時停止を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成19年12月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年11月14日			

ID: 382

担当部署: 上下水道局 総務課

処分の概要	勧告に従わない対象事業場設置等予定者等に対する事業場又は規制対象事業場の設置の中止命令又は原状回復命令
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市水道水源保護条例 第11条
例 規 番 号	平成18年条例第61号

【根拠条文】

(中止命令等)

第11条 管理者は、第8条第3項の規定による勧告に従わない対象事業場設置等予定者又は前条の規定に違反して規制対象事業場の設置のための工事に着手した者若しくは規制対象事業場を設置した者に対し、それぞれ当該対象事業場又は当該規制対象事業場の設置の中止を命ずることができる。

2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定による中止命令と併せて、又はこれに代えて当該事業者に対し、相当の期限を定めて原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき措置をとることを命ずることができる。

【基準】**備考**

設 定 年 月 日	平成19年12月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年11月14日
------------------	-------------	----------------------	------------

ID: 383

担当部署: 上下水道局 総務課

処分の概要	施設の使用又は排出の一時停止命令					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市水道水源保護条例 第14条					
例 規 番 号	平成18年条例第61号					
【根拠条文】 (施設の使用又は排出の一時停止命令) 第14条 管理者は、前条の規定による勧告に従わない対象事業場設置者に対し、当該対象事業場の排出水に関する施設の使用又は排出水の排出の一時停止を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成19年12月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年11月14日			

ID: 384

担当部署: 市民部 環境課

処分の概要	改善及び変更の命令					
例 規 名 根 拠 条 項	山梨県生活環境の保全に関する条例 第32条第4項					
例 規 番 号	昭和50年山梨県条例第12号					
【根拠条文】						
4 知事は、第三十条第二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、第三十条第二項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善又は当該特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成19年10月19日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 385

担当部署: 市民部 環境課

処分の概要	改善及び変更の命令					
例規名 根拠条項	山梨県生活環境の保全に関する条例 第41条第2項					
例規番号	昭和50年山梨県条例第12号					
【根拠条文】						
2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成19年10月19日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 387

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	使用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市芦安交流促進センター条例 第9条					
例 規 番 号	平成19年条例第30号					
【根拠条文】						
(使用許可の取消し等)						
第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。						
(1)第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則もしくは市長の指示した事項に違反したとき。						
(2)偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。						
(3)使用者が使用の許可の条件に違反したとき。						
(4)天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。						
(5)前各号に掲げるもののほか、交流促進センターの管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成19年12月28日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年12月21日			

ID: 388

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市芦安交流促進センター条例 第10条					
例規番号	平成19年条例第30号					
【根拠条文】 (使用料の納付) 第10条 使用者は、許可の際、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成19年12月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 392

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市高度農業情報センター条例 第11条第1項					
例 規 番 号	平成19年条例第31号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
(1)第9条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。						
(2)利用者が利用の許可の条件に違反したとき。						
(3)天災地変その他の避けることができない理由により、必要があると認められるとき。						
(4)前3号に掲げるもののほか、情報センターの管理上支障があると認められるとき。						
2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成19年12月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 400

担当部署: 教育委員会 文化財課

処分の概要	観覧料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例 第6条第2項					
例規番号	平成20年条例第1号					
【根拠条文】						
2 前項の承認を受けた者(以下「観覧者」という。)は、別表第1に定める額の観覧料を納付しなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
施行規則第3条の観覧料は、上記の金額とする。						
備考						
設定年月日	平成21年10月7日	最終変更年月日	平成26年10月1日			

ID: 402

担当部署: 教育委員会 文化財課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例 第7条第3項					
例規番号	平成20年条例第1号					
【根拠条文】 (施設の使用許可) 第7条 3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める額の使用料をあらかじめ納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成21年10月7日	最終変更年月日	平成26年10月1日			

ID: 403

担当部署: 教育委員会 文化財課

処分の概要	退館命令等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例 第8条					
例 規 番 号	平成20年条例第1号					
【根拠条文】						
(観覧及び使用の制限)						
第8条 教育委員会は、観覧者又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、若しくは退館を命じ、又は使用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 安藤家住宅の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、安藤家住宅の管理上支障があると認められるとき。						
(4) その他、教育委員会が不適当と認めるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
施行規則の規定による遵守事項について、次のとおり、条例を適用する。						
施行規則第6条第1号は、条例第8条第3号とみなす。						
施行規則第6条第2号は、条例第8条第3号とみなす。						
施行規則第6条第3号は、条例第8条第2号とみなす。						
施行規則第6条第4号は、条例第8条第1号とみなす。						
施行規則第6条第5号は、条例第8条第1号とみなす。						
施行規則第6条第6号は、条例第8条第1号とみなす。						
施行規則第6条第7号は、条例第8条第3号とみなす。						
備考						
設 定 年 月 日	平成21年10月7日	最 終 変 更 年 月 日	平成26年10月1日			

ID: 404

担当部署: 教育委員会 文化財課

処分の概要	使用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例 第9条第1項
例 規 番 号	平成20年条例第1号

【根拠条文】

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会が指示した事項に違反したとき。
 - (2) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
 - (4) 使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。
 - (5) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、安藤家住宅の管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

【基準】

根拠条文に同じ。

施行規則第6条第1号から第7号については、条例第9条第1項第1号とみなす。

備考

設 定 年 月 日	平成21年10月7日	最 終 変 更 年 月 日	平成26年10月1日
------------------	------------	----------------------	------------

ID: 408

担当部署: 市民部 国保年金課

処分の概要	保険料の督促手数料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市後期高齢者医療に関する条例 第5条					
例 規 番 号	平成20年条例第2号					
【根拠条文】 (保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状一通について100円とする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成21年10月7日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 409

担当部署: 市民部 国保年金課

処分の概要	延滞金の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項					
例 規 番 号	平成20年条例第2号					
【根拠条文】						
(延滞金)						
<p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年7.3パーセントの割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。この場合において、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成21年10月7日	最 終 変 更 年 月 日	平成26年1月1日			

ID: 410

担当部署: 市民部 国保年金課

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市後期高齢者医療に関する条例 第8条から第10条まで					
例 規 番 号	平成20年条例第2号					
【根拠条文】						
<p>第8条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第9条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第四章の規定による徴収金(市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第10条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成21年10月7日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 412

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例規名 根拠条項	南アルプスクラインガルテン条例 第9条					
例規番号	平成20年条例第19号					
【根拠条文】 (利用の制限) 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、クラインガルテンの利用を制限し、若しくは停止させ、又は利用許可を取り消すことができる。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 施設を汚損し、又は破壊するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理上支障があるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が利用するおそれがあると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用させることが適当でないと認めるとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成21年10月7日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 413

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプスクラインガルテン条例 第11条					
例規番号	平成20年条例第19号					
【根拠条文】 (使用料) 第11条 農園利用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成21年10月7日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 419

担当部署: 保健福祉部 健康増進課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市健康福祉センター条例 第9条第1項					
例 規 番 号	平成21年条例第31号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
(1) 第7条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。						
(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。						
(3) 天災地変その他の避けることのできない理由により、必要があると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、健康福祉センターの管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成22年10月5日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 420

担当部署: 保健福祉部 健康増進課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市健康福祉センター条例 第11条					
例規番号	平成21年条例第31号					
【根拠条文】 (使用料) 第11条 利用者は、利用の許可の際又は市長の指定する日までに、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成22年10月5日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 426

担当部署: 消防本部 管理課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市地域防災交流センター条例 第7条					
例 規 番 号	平成22年条例第28号					
【根拠条文】						
(利用の制限)						
第7条 市長は、前条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。						
<ul style="list-style-type: none"> (1) 営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。 (2) 公共の秩序を乱し、又はそのおそれがあるとき。 (3) センターの管理運営に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。 						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成22年10月5日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 427

担当部署: 消防本部 管理課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市地域防災交流センター条例 第9条					
例規番号	平成22年条例第28号					
【根拠条文】 (使用料) 第9条 利用者は、利用の許可の際又は市長の指定する日までに、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成22年10月5日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 432

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	景観形成推進団体の認定の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市景観まちづくり条例 第11条第4項					
例 規 番 号	平成22年条例第36号					
【根拠条文】						
(景観形成推進団体の認定)						
第11条 市長は、当該推進地区の良好な景観形成を行うことを目的として設立する市民組織であって、規則で定める認定の要件に該当するものを景観形成推進団体(以下「推進団体」という。)として認定することができる。						
2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。						
3 市長は、推進団体を認定しようとするときは、南アルプス市景観審議会の意見を聞くものとする。						
4 市長は、推進団体が規則で定める認定の要件に該当しなくなったときは、認定を取り消さなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成23年9月30日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 434

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	景観形成活動団体の登録の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市景観まちづくり条例 第15条第5項					
例 規 番 号	平成22年条例第36号					
【根拠条文】						
(景観形成活動団体の登録)						
第15条 市民等は、良好な景観形成の推進を目的とする団体を結成したときは、市長に対して景観形成活動団体(以下「活動団体」という。)として、登録の届出をすることができる。						
2 市長は、前項の規定による届出をした活動団体が規則で定める要件に該当すると認めるときは、活動団体として登録するものとする。						
3 市長は、活動団体を登録しようとするときは、南アルプス市景観審議会の意見を聴くものとする。						
4 市長は、活動団体を登録したときは、当該団体の名称及び活動内容等を公表するものとする。						
5 市長は、活動団体として登録した団体が解散したとき、又は規則で定める要件に該当しなくなったときは、当該登録を取り消さなければならない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成23年9月30日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 435

担当部署: 市民部 環境課

処分の概要	勧告履行命令					
例規名 根拠条項	南アルプス市ごみのないきれいなまちにする条例 第9条					
例規番号	平成23年条例第2号					
【根拠条文】						
(命令) 第9条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に応じない場合において、期限を定めて勧告に従うよう命令することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成23年9月30日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 436

担当部署: 市民部 環境課

処分の概要	過料					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市ごみのないきれいなまちにする条例 第13条					
例 規 番 号	平成23年条例第2号					
【根拠条文】						
(過料)						
第13条 第9条の規定による命令に従わない者は、1万円以下の過料に処する。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成23年9月30日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 438

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市八田農畜産物処理加工施設条例 第11条第1項					
例 規 番 号	平成22年条例第37号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
(1) 第9条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。						
(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。						
(3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、農畜産物処理加工施設の管理上支障があると認められるとき。						
2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成23年9月30日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年12月21日			

ID: 439

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	退場命令等					
例規名 根拠条項	南アルプス市ヘリポート条例 第4条					
例規番号	平成24年条例第24号					
【根拠条文】 (入場の制限等) 第4条 市長は、管理上必要があると認めるときは、入場者又は入場しようとする者に対し、退場を命じ、又は入場を制限することができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成24年10月1日	最終変更年月日	令和3年11月15日			

ID: 440

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市ヘリポート条例 第6条					
例規番号	平成24年条例第24号					
【根拠条文】 (使用料の納付) 第6条 利用者は、別表に定める使用料を、規則で定めるところにより納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成24年10月1日	最終変更年月日	令和3年11月15日			

ID: 443

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	許可の取消し等					
例規名 根拠条項	南アルプス市ヘリポート条例 第9条					
例規番号	平成24年条例第24号					
【根拠条文】 (許可の取消し等) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、利用の許可を取り消し、若しくは利用の条件を変更し、又は利用の停止、行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者 (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者 (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が管理上支障があると認める行為をした者						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成24年10月1日	最終変更年月日	令和3年11月15日			

ID: 450

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市生涯学習センター条例 第8条(第12条第4項において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	平成26年条例第8号					
【根拠条文】 (利用の制限) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生涯学習センターの利用を許可せず、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 生涯学習センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 物品の販売、募金その他これらに類する行為又は興行を目的として利用するとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理上支障があると認められるとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成26年10月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 451

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市生涯学習センター条例 第9条第1項					
例規番号	平成26年条例第8号					
【根拠条文】						
(使用料)						
第9条 第7条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その許可の際、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
2 使用料は、教育委員会規則で定める基準により減額し、又は免除することができる。						
3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成26年10月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 454

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	原状回復義務					
例 規 名 根拠条項	南アルプス市生涯学習センター条例 第10条第1項(第12条第4項において準用する場合を含む。)					
例 規 番 号	平成26年条例第8号					
【根拠条文】 (原状回復の義務) 第10条 利用者は、その利用を終えたときは、直ちに利用した施設及び設備器具等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去し、速やかに係員の点検を受けなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも同様とする。 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成26年10月1日	最終変更年月日	平成30年1月17日			

ID: 455

担当部署: 教育委員会 文化財課

処分の概要	原状回復義務					
例規名 根拠条項	南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例 第12条					
例規番号	平成20年条例第1号					
【根拠条文】 (原状回復) 第12条 使用者は、施設又は設備の使用が終了したとき又は使用の中止を命じられ、若しくは使用的許可を取り消されたときは、直ちに施設又は設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成26年10月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 457

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

処分の概要	登録の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市基準該当障害福祉サービス等事業者の登録等に関する規則 第8条					
例 規 番 号	平成26年規則第25号					
【根拠条文】						
(登録の取消し)						
第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の登録を取り消すことができる。						
(1) 登録事業者が、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けたとき。						
(2) 登録事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、県条例に規定する基準該当障害福祉サービス等に関する基準を満たすことができなくなったとき。						
(3) 登録事業者が、県条例に規定する基準該当障害福祉サービス等に関する基準に従って適正な基準該当障害福祉サービス等の事業の運営をすることができなくなったとき。						
(4) 特例介護給付費等の請求に関し不正があったとき。						
(5) 登録事業者が、障害者総合支援法第10条第1項又は児童福祉法第21条の5の21第1項の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。						
(6) 登録事業者又は当該登録に係る事業所の従業者が、障害者総合支援法第10条第1項又は児童福祉法第21条の5の21第1項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。						
(7) 登録事業者が、不正の手段により第3条の登録を受けたとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成26年10月1日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年12月21日			

ID: 464

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	利用者負担額の徴収					
例 規 名	南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例 第3条					
例 規 番 号	平成27年条例第6号					
【根拠条文】						
(利用者負担額)						
第3条 教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号の定めるところによる。						
(1) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども 零						
(2) 令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども 零						
(3) 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども 別表第1に定める額						
2 月の途中において、特定教育・保育又は特定地域型保育の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は、規則で定めるところにより算出した額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。						
3 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合の利用者負担額は、規則で定めるところにより算出した額とする。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成27年10月2日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年7月15日			

ID: 468

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	退去命令等					
例規名 根拠条項	南アルプス市ふるさと天文館条例施行規則 第8条					
例規番号	平成27年教育委員会規則第6号					
【根拠条文】 (入場の制限等) 第8条 教育委員会は、ふるさと天文館の管理上著しく支障があると認められる者の入場を制限し、又は退去を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成27年10月2日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 469

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	原状回復の義務					
例規名 根拠条項	南アルプス市ふるさと天文館条例施行規則 第9条					
例規番号	平成27年教育委員会規則第6号					
【根拠条文】 (原状回復の義務) 第9条 ふるさと天文館を利用する者は、施設の利用を終了したとき、又は利用の停止等の処分を受けたときは、直ちに清掃及び整理をして施設等を原状に復し、その旨を教育委員会に届け出なければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成27年10月2日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 476

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	観覧料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市芦安山岳館条例 第8条					
例規番号	平成15年条例第204号					
【根拠条文】 (観覧料の納付) 第8条 入館者は、展示室観覧の際、別表に定める額の観覧料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成27年10月2日	最終変更年月日	令和3年11月15日			

ID: 479

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	手数料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市固定資産評価審査委員会条例 第10条					
例 規 番 号	平成15年条例第28号					
【根拠条文】						
(手数料の額)						
第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次に定める額とする。						
(1) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 用紙1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成28年9月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 484

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例規名 根拠条項	南アルプス市福祉センター条例 第11条第1項					
例規番号	平成28年条例第8号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 第9条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例若しくは同条例に基づく規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。 (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。 (3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理上支障があると認められるとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成28年9月28日	最終変更年月日	令和4年11月14日			

ID: 485

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市福祉センター条例 第12条
例 規 番 号	平成28年条例第8号

【根拠条文】

(使用料の納付等)

第12条 利用者は利用の許可を受けたときは、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、次のとおりとする。

室名	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～午後10時
1階和室	円 1,040	円 1,570	円 2,090	円 4,700
2階ホール	1,570	2,090	2,610	6,270
2階相談室	520	730	940	2,190

【基準】

根拠条文に同じ。

備考			
設 定 年 月 日	平成28年9月28日	最 終 変 更 年 月 日	令和4年11月14日

ID: 489

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例規名 根拠条項	南アルプス市芦安大曾利子供憩いの家条例 第8条第1項					
例規番号	平成28年条例第9号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等)						
第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。 (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。 (3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、子供憩いの家の管理上支障があると認められるとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成28年9月28日	最終変更年月日	令和7年7月15日			

ID: 490

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市芦安大曾利子供憩いの家条例 第9条					
例規番号	平成28年条例第9号					
【根拠条文】 (使用料の納付) 第9条 利用者は、許可の際、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成28年9月28日	最終変更年月日	令和7年7月15日			

ID: 494

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市高齢者介護予防拠点施設条例 第8条第1項					
例 規 番 号	平成28年条例第7号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
(1) 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又は同条例に基づく規則の規定に違反したとき。						
(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。						
(3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、拠点施設の管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成28年9月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 495

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

処分の概要	使用料の徴収									
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市高齢者介護予防拠点施設条例 第9条									
例 規 番 号	平成28年条例第7号									
【根拠条文】										
(使用料の納付等)										
第9条 くしがたすこやか八幡館を利用する者は、許可の際、使用料を納付しなければならない。										
2 くしがたすこやか八幡館の使用料は、次のとおりとする。										
室名	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～午後10時						
研修室・会議室	円 1,040	円 1,570	円 2,090	円 4,700						
小会議室	520	730	940	2,190						
【基準】										
根拠条文に同じ。										
備考										
設 定 年 月 日	平成28年9月28日		最 終 変 更 年 月 日	令和元年9月30日						

ID: 499

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市農村環境改善センター条例 第8条第1項					
例 規 番 号	平成28年条例第13号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
(1) 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又は同条例に基づく教育委員会規則の規定若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。						
(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。						
(3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、農村センターの管理上支障があると認められるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成28年9月28日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 500

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市農村環境改善センター条例 第9条					
例規番号	平成28年条例第13号					
【根拠条文】 (使用料の納付) 第9条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成28年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月17日			

ID: 504

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例規名 根拠条項	南アルプス市働く婦人の家の条例 第10条第1項					
例規番号	平成28年条例第12号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 (1) 第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又は同条例に基づく教育委員会規則の規定若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。 (2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。 (3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、婦人の家の管理上支障があると認められるとき。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成28年9月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 505

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市働く婦人の家条例 第11条					
例規番号	平成28年条例第12号					
【根拠条文】 (使用料の納付) 第11条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成28年9月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 510

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市地域活動支援センター条例 第6条					
例 規 番 号	平成29年条例第2号					
【根拠条文】						
(利用の制限等)						
第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を許可しないことができる。						
<ul style="list-style-type: none"> (1) 伝染病疾患を有するとき。 (2) 疾病又は傷病のため入院治療が必要なとき。 (3) 他の利用者の妨害又は迷惑となる行為をしたとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。 						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成30年1月17日	最 終 変 更 年 月 日	平成30年12月21日			

ID: 513

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例規名 根拠条項	南アルプス市芦安調理場条例 第9条第1項					
例規番号	平成30年条例第32号					
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第9条 教育委員会は、利用者が前条の規定に違反したときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。 2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成30年12月21日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 514

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市芦安調理場条例 第10条第1項					
例 規 番 号	平成30年条例第32号					
【根拠条文】						
(使用料)						
第10条 利用者は、調理場の利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
2 教育委員会は、必要があると認めるときは、教育委員会規則で定める基準により、使用料を減額し、又は免除することができる。						
3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成30年12月21日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			

ID: 518

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	利用許可の取消し等					
例規名 根拠条項	南アルプス市伊奈ヶ湖周辺施設設置管理条例 第9条第1項					
例規番号	平成29年条例第3号					
【根拠条文】						
(利用許可の取消し等)						
第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
(1) 第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又は同条例に基づく規則の規定に違反したとき。						
(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。						
(3) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、伊奈ヶ湖施設の管理上支障があると認められるとき。						
2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責を負わない。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成30年12月21日	最終変更年月日	令和3年11月15日			

ID: 519

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	使用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市伊奈ヶ湖周辺施設設置管理条例 第10条					
例規番号	平成29年条例第3号					
【根拠条文】 (使用料の納付等) 第10条 利用者は、伊奈ヶ湖施設を利用する際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	平成30年12月21日	最終変更年月日	令和3年11月15日			

ID: 521

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	キャンセル料の徴収
例規名 根拠条項	南アルプス市伊奈ヶ湖周辺施設設置管理条例 第13条
例規番号	平成29年条例第3号

【根拠条文】

(キャンセル料の徴収)

第13条 市長は、予約者が前条第2項の規定により利用の予約を取り消し、若しくは変更した場合又は同項の規定による届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、規則で定める基準により予約者からキャンセル料を徴収することができる。

【基準】

根拠条文及び南アルプス市伊奈ヶ湖周辺施設設置管理条例施行規則第5条の規定による。

(キャンセル料)

第5条 条例第13条の規定によるキャンセル料を徴収する場合は、次のとおりとする。ただし、災害その他の不可抗力により利用できない場合及び公用又は管理上の都合により利用の許可を取り消した場合は、キャンセル料を徴収しない。

- (1) 利用予定日の5日前から前日までに利用しない旨の申出をした場合 利用予定施設の料金の100分の30
- (2) 利用予定日に利用しない旨の申出をした場合又は利用予定日までに利用しない旨の申出をしなかつた場合 利用予定施設の料金の全額

備考

設定年月日	平成30年12月21日	最終変更年月日	令和3年11月15日
--------------	-------------	----------------	------------

ID: 523

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	主食費及び副食費の徴収					
例 規 名	南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例 第7条					
例 規 番 号	平成27年条例第6号					
【根拠条文】						
(主食費及び副食費の額)						
第7条 市長は、第3条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、市立保育所において主食及び副食の提供をする当該子どもの教育・保育給付認定保護者から、別表第3に掲げる区分に応じ、当該主食及び副食に係る費用について、同表に定める費用を超えない範囲において規則で定めるところにより決定し、これを徴収する。						
【基準】						
根拠条文及び南アルプス市立保育所給食費(主食費・副食費)の徴収に関する規則第3条の規定による。						
(主食費及び副食費の額)						
第3条 条例第7条の規定による主食費及び副食費の額は、別表に定めるとおりとする。						
備考						
設 定 年 月 日	令和元年9月30日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年7月15日			

ID: 525

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	費用負担額の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市病児・病後児保育事業実施条例 第10条					
例 規 番 号	令和元年条例第15号					
【根拠条文】						
(費用負担額)						
第10条 市長は、保育事業の経費の一部として、別表に掲げる利用児童の世帯区分に応じ、同表に定める費用負担額を超えない範囲内において規則で定めるところにより、当該費用負担額を決定する。						
【基準】						
根拠条文及び南アルプス市病児・病後児保育事業実施条例施行規則第8条の規定による。						
(費用負担額)						
第8条 実施機関は、経費の一部として利用児童の保護者から別表第2に定める費用負担額を徴収するものとする。						
2 実施機関は、利用児童の1日当たりの利用が4時間に満たない場合は、前項に規定する費用負担額の2分の1の利用料を徴収するものとする。						
3 市長は、山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業が実施される限りにおいて、前2項に規定する利用料を減免するものとする。						
4 前項に規定する利用料の減免額は、1日につき1,000円(市外に住所を有する者については、1,500円)を限度とする。						
備考						
設 定 年 月 日	令和元年9月30日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年7月15日			

ID: 528

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	利用承認の取消し等					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市病児・病後児保育事業実施条例施行規則 第7条					
例 規 番 号	令和元年規則第24号					
【根拠条文】						
(利用の取消し)						
第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用児童の保護者に対して保育事業の承認を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。						
(1) 利用児童が、対象児童としての要件に該当しなくなったとき。						
(2) 偽りその他不正な手段により保育事業の利用の承諾を受けたとき。						
(3) 天災地変その他の避けることができない理由により、実施施設の利用ができなくなったとき。						
(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	令和元年9月30日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年7月15日			

ID: 532

担当部署: 総合政策部 南アルプスIC周辺整備室

処分の概要	交付額の返還命令					
例規名 根拠条項	南アルプスIC新産業拠点整備事業に係る企業立地支援条例 第8条第3項					
例規番号	令和元年条例第21号					
【根拠条文】 (財産の管理及び処分の制限) 第8条 適用企業は、支援措置の交付を受けて取得した財産について台帳を整備し、市長が必要と認めるときは、これを提示しなければならない。 2 適用企業は、支援措置の交付を受けて取得した財産を処分しようとするときは、別に定める財産処分承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。 3 市長は、前項の規定により財産の処分があったときは、既に交付した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	令和2年12月23日	最終変更年月日	令和7年7月15日			

ID: 533

担当部署: 総合政策部 南アルプスIC周辺整備室

処分の概要	支援措置の決定の取消し					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプスIC新産業拠点整備事業に係る企業立地支援条例 第9条					
例 規 番 号	令和元年条例第21号					
【根拠条文】						
(決定の取消し等)						
第9条 市長は、適用企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援措置の適用の決定の全部又は一部を取り消すことができる。						
(1) 虚偽その他不正な手段により支援措置の適用の決定を受けたとき。 (2) 立地後、20年以内に第1条で規定する目的を達成するための事業を廃止したとき。 (3) 法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと市長が認めるとき。 (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	令和2年12月23日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年7月15日			

ID: 537

担当部署: 建設部 農林土木課

処分の概要	分担金の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市農地等災害復旧事業分担金徴収条例 第3条第1項					
例規番号	令和3年条例第18号					
【根拠条文】 (受益者の分担金及び額) 第3条 市長は、農地に係る災害復旧事業により利益を受ける者(以下次項及び次条において「受益者」という。)から分担金を徴収する。 2 受益者の分担金の額は、災害復旧事業が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の規定の適用を受けるときは、当該補助対象事業費から国庫補助金を控除した額に100分の25を乗じて得た額とする。 3 前項の規定に該当しない災害復旧事業のときは、当該事業費に100分の10を乗じて得た額とする。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	令和3年11月15日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 546

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	占用料の徴収					
例規名 根拠条項	南アルプス市都市下水路条例 第9条第1項					
例規番号	令和4年条例第2号					
【根拠条文】 (占用料等) 第9条 占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)の占用料の額その他の占用料の徴収に関しては、南アルプス市道路占用料徴収条例(平成15年南アルプス市条例第208号)の例による。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	令和4年11月14日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 549

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	原状回復義務					
例規名 根拠条項	南アルプス市都市下水路条例 第11条第1項					
例規番号	令和4年条例第2号					
【根拠条文】 (原状回復) 第11条 占用者は、占用の許可の期間が満了したとき又は占用物件を設ける目的を廃止したときは、占用物件を除却し、都市下水路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると市長が認めたときは、この限りではない。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	令和4年11月14日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 550

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	監督処分
例規名 根拠条項	南アルプス市都市下水路条例 第12条
例規番号	令和4年条例第2号

【根拠条文】

(監督処分)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市下水路の保全又は一般の利用上著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	令和4年11月14日	最終変更年月日	年 月 日
-------	------------	---------	-------

ID: 554

担当部署: 議会事務局

処分の概要	過料					
例規名 根拠条項	南アルプス市議会の個人情報の保護に関する条例 第57条					
例規番号	令和5年条例第3号					
【根拠条文】 第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。						
【基準】 根拠条文に同じ。						
備考						
設定年月日	令和5年12月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 560

担当部署: 上下水道局 総務課

処分の概要	督促手数料の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市農業集落排水施設条例 第11条第3項					
例 規 番 号	平成15年条例第170号					
【根拠条文】						
(使用料の督促)						
第11条 管理者は、この条例の規定により徴収する使用料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に、督促状を発行して督促する。						
2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発行の日から10日以内とする。						
3 督促状を発行した場合は、1通につき100円の督促手数料を徴収する。						
4 督促をした場合は、当該使用料の金額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.6パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。この場合において、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。						
【基準】						
根拠条文に同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	令和6年10月16日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			